

行動する法人会

－令和7年度税制改正に関する提言－

全法連では、令和7年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会
11月19日

財政・金融・証券関係団体委員長

鈴木 英敬 氏 他



国民民主党

税制調査会ヒアリング
11月25日

税制調査会会長代行 浜口 誠 氏 他



自由民主党

11月18日

税制調査会会長 宮沢 洋一 氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会会長、飯野税制委員長

日本維新の会

12月17日

政務調査会会長代行 片山 大介 氏



片山政務調査会会長代行（左手前）

財務省

11月12日

主税局長 青木 孝徳 氏



左から丸山税制副委員長、青木主税局長、田中専務理事

国税庁

表敬訪問 12月9日

長 官 奥 達雄 氏
課税部長 高橋 俊一 氏



左奥から高橋課税部長、奥国税庁長官
右奥から田中専務理事、小林会長、飯野税制委員長

総務省

10月17日

自治税務局長 寺崎 秀俊 氏



左から田中専務理事、丸山税制副委員長、寺崎自治税務局長、飯野税制委員長

中小企業庁

10月17日

長 官 山下 隆一 氏
事業環境部長 山本 和徳 氏



左から丸山税制副委員長、飯野税制委員長、山下中小企業庁長官、田中専務理事、山本事業環境部長

令和7年新年賀詞交歓会

日時 令和7年1月30日（木）
会場 アルカディア市ヶ谷
参加者 154名

1月30日、「令和7年新年賀詞交歓会」をアルカディア市ヶ谷において多くの来賓の方々、会員の皆様154名に参加いただき開催いたしました。

青柳四谷法人会会長のあいさつに始まり、高岡四谷税務署長、吉住新宿区長、北村新宿都税事務所長の来賓のあいさつに続いて、千葉四谷税務署副署長のご発声で乾杯へと進みました。

祝宴は恒例の女性部会のサークル「ピカケ」によるフラダンス、新入会員の紹介、お楽しみ福引抽選が行われ、飯島四谷法人会副会長の中締めでお開きとなりました。

賀詞交歓会開催にあたり、欠席の会員様を含め多くの会員の皆様に福引抽選会の景品をご提供いただき誠にありがとうございました。

四谷法人会・四谷間税会共催研修会 改正された暦年課税贈与と相続時 精算課税贈与の使い方

日時 令和7年2月13日（木）
会場 新宿歴史博物館
内容 「改正された暦年課税贈与と相続時精算課税贈与の使い方」
講師 税理士法人柴原税理士事務所 柴原一氏
参加者 43名

2月13日に四谷法人会・四谷間税会の共催で「改正された暦年課税贈与と相続時精算課税贈与の使い方」と題し、税理士法人柴原税理士事務所の柴原一先生を講師にお迎えして税務研修会が開催されました。

たから110番をなど、被害例、実例から注意点などをお話いただきました。

第2部は税務研修会で、講師の四谷税務署法人課税第1部門石丸上席より「令和7年度税制改正」について説明がありました。研修の後、第3部の意見交換会は和気あいあいと楽しい時間を過ごしました。

第19、20支部研修会

日時 令和7年2月19日（水）
会場 ほでこん亭
内容

第1部 研修会 「相続対策!! 自社株評価」
講師 大同生命保険株式会社
F P、相続シニアコンサルタント 三浦 智之氏
第2部 懇親会
参加者 19名

第1部は、講師に大同生命保険株式会社 F P、相続シニアコンサルタント 三浦智之氏を迎えて、「相続対策!! 自社株評価」について、分かりやすく説明がありました。研修の後、第2部の19支部と20支部の懇親会は和気あいあいと楽しく、あっという間に過ぎてしまいお開きとなりました。

ビルマンシヨン経営者部会 年末研修会・懇親会

日時 令和6年12月3日（火）
会場 新宿 牡蠣スター
テーマ 「会社役員のための確定申告」について
講師 四谷税務署個人課税第1部門 池田上席

研修会では、相続税と贈与税の関係、贈与時の課税の考え方、そこから導き出される節税のポイント、注意すべき事柄などを事例を交えながら分かり易く説明いただきました。

また、今回改正された暦年課税制度と相続時精算課税制度を選択した場合とで条件により納税額に大きな差があること、制度を利用するにあたって検討すべき事柄がいくつかあることなどを学ぶことができました。

次の世代に大切な資産を引き継ぐためには、相続・贈与税に関わる制度を正しく理解したうえで適切なものを選択し、積極的に活用していくことが肝要であると思いました。

第3、4ブロック支部合同研修会

日時 令和7年2月17日（月）
会場 やまと楽
内容

第1部 講演会「特殊詐欺や強盗に備える防犯対策」
講師 四谷警察署生活安全課防犯係 片浦係長
第2部 税務研修会「令和7年度税制改正について」
講師 四谷税務署法人課税第1部門 石丸上席
第3部 意見交換会
参加者 30名

第1部は、四谷警察署生活安全課防犯係 片浦係長をお招きして「特殊詐欺や強盗に備える防犯対策」と題してご講演いただきました。

特殊詐欺と言っても「オレオレ詐欺」、「警察官などを装った詐欺」、「還付金サギ」、「架空料金詐欺」など数多くあり、9割が携帯電話への着信であり、若い世代も騙されているとのこと。

四谷警察署管内でも被害は発生しており、非通知や「+18」「+44」など国際電話番号、知らない番号からの着信には注意。不審な電話番号から着信があった、おかしいと思っ

参加者 21名

12月3日（火）、ビルマンシヨン経営者部会では、新宿 牡蠣スターにおいて、講師に四谷税務署個人課税第1部門池田上席をお迎えして、「会社役員のための確定申告」について説明いただきました。

確定申告を行う必要がある方、令和7年分所得税の定額減税等について、全国法人会総連合発行の「令和6年分 会社役員のための確定申告実務のポイント」により、留意すべき点を中心にわかりやすく説明いただきました。

研修終了後、年末懇親会を開催し、懇親を深めました。

ビルマンシヨン経営者部会実務研修会 今後の日本経済について

日時 令和7年2月26日（水）
会場 新宿歴史博物館
講師 読売新聞論説委員会・副委員長 岡田 章裕氏
参加者 28名

2月26日にビルマンシヨン経営者部会の主催で「今後の日本経済について」と題し、読売新聞論説委員会・副委員長の岡田章裕氏を講師にお迎えして実務研修会が開催されました。

アメリカでの政権の交代、中国の景気減速といった世界情勢が大きく転換する中、日本の経済の現況と課題を分析し、今後の見通しについて考察する内容でした。日本経済はゆるい回復基調にあると政府が発表しており、データでもそれが裏付けられています。残念ながら我々との実感にギャップがあります。これがなぜかと言った話や、生産年齢人口が今後もいっそう減少する日本では如何にして労働生産性をあげるかが重要であることなど興味深くお話を伺うことができました。質疑にも時間いっぱいまで丁寧にお答えいただき、とても参考になる講義でした。

令和7年新年賀詞交歓会
写真中 青柳会長、写真左 高岡四谷税務署長による福引抽選



ビルマンシヨン経営者部会
実務研修会

ビルマンシヨン経営者部会
年末研修会

第19、20支部研修会

第3、4ブロック支部合同研修会

四谷法人会・四谷間税会共催研修会

事業活動報告

2024 年 12 月～ 2025 年 2 月

		日 付	活 動	場 所	参加人数
本 部 活 動		12 月 2 日	正副会長・監事年末懇親会	神楽坂福全徳	12 名
		1 月 30 日	新年賀詞交歓会	アルカディア市ヶ谷	154 名
		2 月 3 日	第 5 回理事会	東京貨物運送健保会館	41 名
		2 月 3 日	正副会長会	東京貨物運送健保会館	8 名
部 会 活 動	女 性 部 会	12 月 2 日	絵はがきコンクール表彰式	津久戸小学校	3 名
		12 月 2 日	絵はがきコンクール表彰式	余丁町小学校	3 名
		12 月 9 日	絵はがきコンクール表彰式	富久小学校	3 名
		12 月 9 日	役員会・年末懇親会	ラリアンス	11 名
		1 月 20 日	役員会	法人会	9 名
	ビルマンション 経 営 者 部 会 (BM 部会)	12 月 3 日	研修会	牡蛎スター	21 名
		12 月 3 日	年末懇親会	牡蛎スター	22 名
		2 月 18 日	役員会	法人会	12 名
		2 月 26 日	実務研修会	新宿歴史博物館	21 名
	青 年 部 会	12 月 8 日	年末懇親会	小田急ホテルセンチュリーサザンタワー通	33 名
		1 月 26 日	第 22 回新宿シティハーフマラソン出走・応援	国立競技場	35 名
		2 月 7 日	全体会議	法人会	22 名
	源 泉 部 会	12 月 10 日	源泉部会主催研修会	新宿歴史博物館	70 名
		1 月 21 日	源泉部会主催研修会	新宿歴史博物館	25 名
		2 月 25 日	研修会	法人会	10 名
委 員 会		2 月 5 日	広報委員会	法人会	11 名
		2 月 17 日	総務委員会	法人会	6 名
支 部 活 動		12 月 18 日	第 1 支部役員会	宗政	6 名
		2 月 17 日	第 3・4 ブロック合同研修会	やまと楽	30 名
		2 月 19 日	第 19・20 支部研修会	ぼでごん亭	19 名
		2 月 25 日	第 16 支部役員会	ラバン	6 名
研修会・講演会		2 月 12 日	救命講習ステップアップコース	四谷消防署	14 名
		2 月 13 日	税務研修会（四谷法人会・四谷間税会共催）	新宿歴史博物館	43 名
		2 月 21 日	特別講演会（主催：公益事業委員会）	新宿歴史博物館	25 名

〈決算法人説明会〉	
日付	参加人数
12 月 17 日午前	23 名
12 月 17 日午後	21 名
1 月 15 日	9 名
2 月 18 日	17 名
会場：新宿歴史博物館	

〈法人税実務基礎講座〉	
日付	参加人数
12 月 3 日	30 名
12 月 6 日	34 名
会場：新宿歴史博物館	

〈無料記帳指導〉	
日付	参加人数
12 月 11 日	2 名
2 月 12 日	4 名
会場：法人会	

〈中級簿記講座〉			
日付	参加人数	日付	参加人数
12 月 4 日	9 名	1 月 20 日	6 名
12 月 9 日	7 名	1 月 23 日	6 名
12 月 12 日	9 名	2 月 4 日	7 名
12 月 16 日	8 名	2 月 6 日	6 名
12 月 18 日	9 名	2 月 13 日	3 名
1 月 14 日	8 名	2 月 17 日	5 名
1 月 16 日	8 名	会場：法人会	

〈新設法人説明会〉		
日付	会場	参加人数
12 月 19 日	四谷税務署	18 名
2 月 20 日	法人会	2 名

サークル活動 〈フラダンス〉		
日付	会場	参加人数
12 月 13 日	四谷保健センター	7 名
1 月 10 日	四谷保健センター	9 名
2 月 14 日	四谷保健センター	7 名



新入会員名簿 2024 年 12 月～ 2025 年 2 月

支部	法 人 名	代 表 者	業 種
4	巢鴨信用金庫水道支店	支店長 中村裕介	
6	一社）日本聖書学院	クワンレイモンド ミン	私塾
10	エイケンプロモート(株)	永井 智賢	建築板金工事業
14	(株)禿鷹広告社	岡部 匡宏	広告代理店

支部	法 人 名	代 表 者	業 種
20	(株) Think Up	高嶋 克成	セミナー・研修
20	(株) アリソン	有村 尚樹	不動産
賛 助 会 員			
	(株) クリッククローバー	倉田 晃揮	サービス業

米大手企業でも
導入されている!!

話題のマインドフルネス瞑想法で 新年を健やかに迎えよう!

ストレスためてない?

- ①イライラする
- ②不安で眠れない
- ③首こり、肩こり、疲れ易い
- ④やる気がでない
- ⑤集中が続かない

いくつ
当てはまる?

0個



1~2個



3個以上



mindfulness マインドフルネスとは?

現在において起こっている経験に注意を向ける心理的な過程である。
つまり、**今対面している出来事だけに集中して、それ以外には意識がそっていない状態**のことです。

マインドフルネス瞑想法で脳や心を整える

今この瞬間の自分(意識・呼吸)へ集中を高め、ありのままの自分を受け入れ、心の安定を図ります。



方法~呼吸編~

- 力を抜いて椅子に座り、足裏は床に付け軽く息を吸い込む
- ゆっくりと息を吐き出し(5~6秒)、力を抜く
- 息を止める(2~3秒)

⇒1日10分程度の瞑想で頭の中を空っぽに...

マインドフルネス瞑想の効果

- 感情が安定する
- 自分を客観視できるようになる
- 自己判断にとらわれなくなる
- 集中力が高まる
- 免疫力がアップする



参考文献：精神科医が実践するマインドフルネストレーニング ジャドソン・ブルワー著
マインドフルネスとは 岡田タ子(精神科医)など

一般財団法人 全日本労働福祉協会

TEL:03-5767-1714 FAX:03-5767-1710 URL:<https://zrf.or.jp/>

四谷法人会様主催の生活習慣病健康診断を実施しております。

皆様の受診をお待ちしております。

併せて、保健指導、健康セミナー・健康相談等お気軽にご相談ください。



Q 使用者は、労働者の給料を任意に変更することはできるのですか。

A 使用者は、一方的に変更することはできません。

☆ 使用者と労働者は、労働契約で結ばれているのですから、契約当事者の使用者と労働者の合意がなければ、労働契約の内容となっている給料である労働条件を変更することはできません。

労働契約法第8条は、「労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。」としてこの原則を規定しています。

給料は労働条件の1つですから、給料の減額（賃下げ）を行うためには、使用者と労働者が合意をすることが原則です。

Q 労働者の能力や成果が芳しくないことを理由とした減給（賃下げ）を行うことも合意がなければできないのですか。

A 労働者の能力や成果が芳しくない場合には、それを理由とした減給（賃下げ）を行うことができる場合があります。

☆ 能力や成果の評価（人事評価）による減給（賃下げ）については、使用者の有する人事権が人事評価による減給（賃下げ）の根拠とされています。

人事権とは、労働者の地位の変動や処遇に関する使用者の決定権限のことなのですが、その1つとして「降格」があるため、それに伴う減給（賃下げ）が認められるという流れになるのです。

降格は、人事権行使の問題で、減給すなわち賃下げは労働条件変更の問題なので、降格と賃下げは別問題ということになるのですが、賃下げには降格と連動するという労働契約や就業規則等の定めがあって、それに基づいて行なうことができるということになるのです。

Q 減給（賃下げ）のきっかけとなる降格は、労働者の能力や成果が芳しくない場合であれば、どのような場合でも有効とされるのですか。

A 人事権の濫用に該当するとされる場合には、権利濫用の法理により、減給（賃下げ）も無効と判断されるということになります。

☆ 権利濫用の法理というのは、権利がある場合でも、権利の行使が、他者に著しい損害を与えるときや、社会通念上の限度を超えているときは、権利の行使が認められないということになり、権利の行使は無効になるという内容なのです。

Q 人事権の濫用に該当するというのは、どのような場合が該当するのですか。

A 合法的な人事評価基準に基づいていない場合や、人事評価が恣意的な場合や、人事評価と減給（賃下げ）幅の関係が明確でない場合などが挙げられています。

☆ 合法的な人事評価基準に基づいていない場合というのは、性別や国籍などで差別をしたり、育児休業や介護休業などの取得者を不利に評価したりするよう

な評価基準（法令違反の基準）によっているという場合で、人事評価が恣意的な場合というのは、人事を評価する者が評価に手心を加えたり、最初から減給するのを前提として低い評価をするようなことで、人事評価と減給（賃下げ）幅の関係が明確でない場合というのは、予め定められた取り決めに基づかない場当たり的な減給（賃下げ）をするというようなことになります。これらの場合に該当するような減給（賃下げ）は、法的に無効となって許されないという可能性があるということになります。

Q 減給（賃下げ）の限度額というものはあるのでしょうか。

A 人事評価による減給（賃下げ）の場合は、人事評価制度や給与体系の制度設計をするのは使用者であり、使用者の考え方次第ですので、評価に応じてどのような減給（賃下げ）幅にするかは、原則として使用者の自由ということになります。

☆ 懲戒処分による減給（賃下げ）の規定（労働基準法第91条）が、「就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が、一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない。」と定めていることや、労働者の生活を考慮した場合、1回の評価において減給（賃下げ）される幅は10%程度とするのが相当な割合ではないかといわれています。

関東法律事務所 弁護士 中山 徹

ころばぬ先の杖。何か気になったときは決定する「前」に、印鑑を押す「前」に、気楽にご相談下さい。

会員への無料法律相談（30分間）

お電話でご予約いただきご来所下さい。秘密は何人にも厳守します。

TEL 03-3341-4155 URL <http://www.bengoshi-kanto.com> 新宿区四谷 3-8-9 三井ビル 6F